平成２４年（フ）第３７７号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1088番地３
債務者　金子惠美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７９号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸986番地１
内出団地３―104
債務者　愛敬久美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８２号
群馬県渋川市半田580番地２　アクアクロスB102
債務者　野村　裕子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６０号
相模原市中央区上溝６丁目14番２号
債務者　小山　静子（旧姓熱海）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１９号
相模原市中央区中央１丁目９番17号　レクシオ相模原201
債務者　門倉　　清
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５２０号
神奈川県座間市新田宿494番地の１　エクセルリバーサイドB203号
債務者　松﨑　三穂（旧姓酒寄）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５４２号
相模原市中央区田名3263番地１　春日野壱番館203
債務者　礒野　浩一
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５４３号
相模原市南区大野台２丁目18番13―208号
債務者　成田　真弓
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５４８号
相模原市中央区相模原６丁目19番４号　日神パレステージ第２―401
債務者　増丸　好子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８８９号
京都市伏見区横大路竜ケ池９番地の23
債務者　山内　弘美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９１号
京都市下京区西新屋敷太夫町98番地２　ロマネスク京都丹波口502号、前住所京都市下京区西洞院通花屋町上る西松屋町569番地　メゾンドアルファー207
債務者　平野　孝治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４４号
京都府長岡京市神足雲宮６番地３　松岡マンション401
債務者　川嵜　明美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４５号
京都府長岡京市神足雲宮６番地３　松岡マンション401
債務者　川嵜　直樹
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６６号
京都市東山区東大路松原上る４丁目毘沙門町44番地63
債務者　大杉　泰弘
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８０号
京都市右京区常盤柏ノ木町４番地　シティハイツ常盤107号
債務者　西脇こと　寺内　龍二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
京都府南丹市八木町北屋賀焼石29番地２
債務者　前田あかね
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立24番地84
債務者　板谷　晃平
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係